

景観形成基準チェックシート

※適合する項目のチェック欄に、レ点を記入してください。

			景観形成基準	チェック欄								
工作物の形態意匠	眺望	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の高さは、西山の眺めや周囲の景観を阻害しない高さとする。 建築物の屋上に設置する場合は、西山の眺めや周囲の景観に影響を与えないような形態とする。 									
		設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の工作物の配置は、西山など重要な景観への眺めを阻害しないよう配慮したものとし、敷地境界線から極力後退させる。 建築物に設置する場合は、主体建築物との調和に配慮し、できるだけ目立たないような位置とする。 									
意匠		形態	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観に与える威圧感及び突出感を軽減するようなデザインとする。 									
		壁面	<ul style="list-style-type: none"> 西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 									
			<ul style="list-style-type: none"> 工作物の壁面の位置は、周囲のまちなみとの連続性に配慮したものとする。 									
		駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の構造は、周囲の景観と調和したものとするよう配慮する。 									
		屋外付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> 給配水管や室外機、屋外階段などの屋外付帯施設は、目立たないような配置や目隠しの設置などの工夫を行い、周囲の景観との調和に配慮する。 									
<ul style="list-style-type: none"> 道路に面して柵や塀を設ける場合は、緑化や色彩、形状等を工夫し、周囲の景観に配慮する。 外構で使用するフェンスやガードパイプ、支柱等は、茶系、灰色系とする。 												
工作物の色彩		<ul style="list-style-type: none"> 工作物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。 ただし、工作物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は工作物の見付面積の5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りでない。 また、地域に親しまれ景観資源となっている工作物等については、必要に応じて色彩基準の適用除外とし、煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱等については、こげ茶（10YR2/1程度）とすることができる。 <p>【色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5YR～5Y</td> <td>4～8</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>7.5Y～10Y</td> <td>4～8</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>N系については、明度4～8とする。</p>	使用する色相	明度	彩度	2.5YR～5Y	4～8	4以下	7.5Y～10Y	4～8	2以下	
使用する色相	明度	彩度										
2.5YR～5Y	4～8	4以下										
7.5Y～10Y	4～8	2以下										
素材・材料		<ul style="list-style-type: none"> 西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用するように努める。 使用する材料は、光沢の少ないものとする。 										
敷地内の緑		<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積×1/200本以上の中高木（高さ1.5m以上）を植栽する。なお、設置基準の小数点以下は四捨五入とする。ただし、風致地区については、風致地区条例許可基準を適用する。 植栽については、敷地の境界を囲むように、特に道路に面する部分に多く配置し、道路からの見え方や緑の連続性などに配慮する。 										